

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年11月9日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件累積金の保有を理由として保護を廃止した本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件累積金は、親からの遺産だとか宝くじが当たったとかいうものではなく、何かあった時に困らないように、生活保護費から少しずつ貯めたお金である。

生活保護費の6か月分以上を所有すると、保護廃止になるのであれば、今後、また、生活保護を受けても、すぐに、保護停止、保護廃止になり、それらの手続の繰り返しになってしまう。

私は、体の具合が悪いので、期限内にこれらの手続ができるか心

配である。また、役所の人達の仕事も増えて大変である。そして、生活保護費の6か月分以上を貯めた人は、保護の停止や廃止にならないようにお金を使うようになってしまう。これでは、生活保護費は減らない。生活保護費を幾ら貯めても良いようにしてもらいたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 5月29日	諮問
平成29年 7月21日	審議（第11回第2部会）
平成29年 8月14日	審議（第12回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法 26 条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について、書面で行わせるものとし、これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めるものとしている（局長通知第 3）。
- (3) 同じく地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合の取扱いについて、「当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とする一方、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている（課長通知第 3・問 18・答）。
- (4) また、課長通知は、被保護者の世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき又は当該世帯における収入の臨時的な増加等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しな

い状態が継続すると認められるときは、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている（課長通知第10・問12・答2）。

- (5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版＜反映版＞）」（以下「運用事例集」という。）は、「保護の目的から、単に将来の出費に備えるための蓄財一般を全て認めるには至らないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形で残されていても「利用し得る資産」として収入認定されることにはならない」とした上で、一定額を超える預貯金等の保有が判明した場合、それが特に目的等がなく単に累積したものである場合については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう、保護の実施機関において指導助言するとし、最低限度の生活に欠ける部分を補っても、なお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定した上で、生活最低基準をまかなう費用として活用を求め、保護の停廃止又は分割による収入認定を行うものとしている（運用事例集問8-34・答2）。

そして、上記「一定額」の基準について、その目安としては、「累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止の期間の考え方をうければ、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる」としている（運用事例集問8-34・答3）。

運用事例集による上記取扱いは、課長通知における預貯金の取扱い及び保護廃止の基準（上記(3)及び(4)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、本件各申告書の現金保有額及び各預貯金通帳残高の記載等により、請求人に多額の資産（本件累積

金)があることが判明したところ、当該資産(本件累積金、7,736,648円)が請求人の最低生活費(144,900円/月)の6か月分(869,400円)を大幅に超過し、同生活費の約4年5か月分に相当することから、処分庁は、当該資産(本件累積金)は保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えであると認めることはできず、また、請求人については、本件累積金の保有により、生活に困窮する者とは認められないと判断し、法26条の規定に基づき、保護の廃止を決定したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記(1)の法令等の定めに則ってなされたものと言え、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張し、要するに、今後の生活に不安があることから、本件累積金の存在により保護を廃止することとした本件処分について、違法性又は不当性を主張している。

しかし、請求人については、最低生活費のおおむね6か月分相当の額を大幅に超える資産(本件累積金)の保有が判明しており、その保有目的についても、保護の趣旨目的に沿った具体的な目的があるものではなく、将来の出費に備えるための蓄財であると解さざるを得ないのであって、本件累積金の保有を理由として請求人の保護を廃止した本件処分が法令等の定めに則ってなされたものと認められるのは、上記(2)のとおりである。

したがって、請求人の上記主張は、理由がない。

- 4 ところで、処分庁は、本件処分に際して、本件累積金の使用目的について課長通知第3・問18・答に基づき、請求人に対してこれを確認したとの具体的な事実は窺えないが、本件累積金の額の多さに鑑みると、そのことをもって、直ちに本件処分が違法、

不当となるとまで解することはできない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来